

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務
の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和2年4月24日
大 阪 府

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた建設工事及び 測量・建設コンサルタント等業務にかかる取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の対応については、令和2年4月9日付け「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務にかかる取扱いについて」でお知らせしたところですが、これにつきまして、国土交通省から工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底についての通知があり、これを受け、下記のとおり国土交通省と同様の取扱いとしましたのでお知らせいたします。

記

1 感染拡大防止対策の徹底

感染拡大防止対策の徹底については、4月9日付けお知らせに基づくこととし、具体的には、手洗いや咳エチケットの励行、消毒液の設置、発熱等の症状がみられる者の休暇の取得等の基本的な対策やテレワーク等の実施に努めるほか、「3つの密を避けるための手引き（別紙1）」や「建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例」（「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」（令和2年4月17日付け国土建第7号。別紙2）の別添）等を参考にしつつ、引き続き、受発注者双方において感染拡大防止対策を徹底します。

2 感染拡大防止対策に係る設計変更

受注者が追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合において、受注者からの申し出があった場合は、受発注者間で設計変更の協議を行います。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行います。

なお、設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用の例示は以下のとおりです。また、以下の例示のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げません。

<共通仮設費>

- 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
 - 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料
- ※いずれも、積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とします。

<現場管理費>

- 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
 - 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
 - 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費
- ※いずれも、積算における一般管理費等率による計算の対象外とします。

【問い合わせ先】

総務部 契約局 総務委託物品課

TEL 06-6941-0351 (内線 5375)